

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ヒガシマル  
代 表 者 名 代表取締役社長 東 紘一郎  
コ ー ド 番 号 2058 福証  
問 合 せ 先 管 理 部 長 上野 善博  
TEL 099-273-3859

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 30 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所定の規程を設けるものであります。
- (4) その他、必要な文言の加除、修正等を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日（金）

以上

定款変更新旧対照表

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行)	
第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削る)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第8条 当社の単元株式数は、100株とする。	第7条 当社の単元株式数は、100株とする。
2 当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	(削る)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 次条に掲げる権利	(2) 次条に掲げる権利
(単元未満株式の売渡請求)	(単元未満株式の売渡請求)
第10条 (条文記載省略)	第9条 (現行どおり)
(基準日)	(基準日)
第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第<u>12</u>条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第<u>11</u>条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第<u>13</u>条 当社の<u>株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第<u>12</u>条 当社の<u>株主権行使の手續その他の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>第<u>14</u>条～第<u>48</u>条 (条文記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第<u>13</u>条～第<u>47</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>第<u>1</u>条 当社の<u>株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第<u>2</u>条 <u>前条及び本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</u></p>

以上